

第1回滋賀県契約の在り方検討懇話会 議事概要

- 1 開催日時：令和2年（2020年）9月8日（火）15時30分～16時55分
- 2 開催場所：滋賀県庁本館2階 滋賀県議会第2委員会室
（大津市京町四丁目1-1）
- 3 出席委員：石井委員、高坂委員、辻委員、土山委員、中田委員、仁尾委員、廣川委員
- 4 議 題：
 - (1) 県の契約の概要について
 - (2) 県の契約の在り方検討プロジェクトチームの中間報告について
- 5 発言要旨：

○開会挨拶

（会計管理局长）

- ・県の契約は多岐にわたり、その規模から、適正に執行することが求められている。
- ・一方、契約やその過程を通じて、様々な効果を発揮することが求められている。
- ・他府県においては条例、要綱等を策定したところもある。
- ・本県においても検討を進めてきたが、様々な立場の方の意見を十分に聞きながら検討を更に深めていくため懇話会を設けたところ。
- ・県がどのようなことを目的とし、どのように実現していくべきか、などについて、忌憚なく御意見をいただきたい。

○座長、副座長の選出

委員間の互選により、廣川委員が座長に、座長からの指名により土山委員が副座長に選出された。

○懇話会の進め方について

事務局から、懇話会の進め方について説明後、特に質問なし。

○議題(1) 県の契約の概要について

事務局から、資料1-1、1-2により説明後、質疑応答。

（委員）

- ・格付けはどのようにしているのか、見直しはどのようにするのか。

（土木交通部）

- ・工事の種別ごとに施工能力により、2年に一度格付けしている。公共工事の入札参加

申請があったところについて、経営規模や社会貢献を点数化している。

(座長)

- ・公表されているのか。

(土木交通部)

- ・公表している。

(委員)

- ・後日、資料があればお願いしたいが、件数で受注の 75.9%が県内事業者とあるが、類似の規模の都府県で県内事業者の割合が分かれば参考になる。また、経年の傾向で特筆するようなことがあれば、知りたい。

(会計管理局)

- ・他府県の状況については、同じような調査ができているかどうか分からないので、確認しておきたい。
- ・平成 30 年度以前のデータはあるので、お示しできる。県内事業者への発注割合が重要であるが、特に工事では、ほとんどが県内事業者への発注になっており、特殊な工事については県外への発注になっているものもあるが、共同事業体により県内事業者が入っている事例もある。
- ・物品も、特殊なものについては県外へとなっているほか、県内事業者だけでは競争性が担保できない場合は、県外の事業者も加えて競争している。
- ・県内事業者への発注を増大させていく観点から、要件設定などが重要になってくる。

(委員)

- ・書いている趣旨はそのとおりだろうが、県内事業者への発注は、そこを通して県内経済の循環ということになり、副次的効果はよりポイントになると思う。

(座長)

- ・調査し可能なデータについては、次回以降、よろしく願います。

(委員)

- ・WTO 案件は、地域要件を定められないと承知しているが、WTO 案件がどれくらいあったのか、苦情処理手続きにつながる苦情があったのか。

(会計管理局)

- ・件数については、調べてお伝えする。
- ・苦情案件はない。

(委員)

- ・建設工事の社会性評価が 11 項目あるが、評価項目がどう定められているか、評価のウエイトも出しているのか、加点評価となっているがマイナス評価もあるのか。

(土木交通部)

- ・社会貢献の項目については、地域活動や清掃活動に参加しているかということを出してもらい、項目ごとに点数を出して評価している。入札参加停止などを受けた場合はマイナス評価になる。

(委員)

- ・資料はいただけるか。

(土木交通部)

- ・公表しているものがあるので、お示しする。

(委員)

- ・工事については全て一般競争入札と認識していたが、表を見ると、指名競争入札や随意契約があるようだが、どういう工事が該当するのか。

(土木交通部)

- ・原則は一般競争入札で行っている。
- ・随意契約はプロポーザルや、災害発生時に近隣の事業者に依頼するものがある。
- ・指名競争入札は、緊急的な 200 万円未満の単価契約工事を、地域ごとに指名競争入札で行っている。

(座長)

- ・他にもあろうかと思うが、進行の都合があり、次回、聞くことも可能であるため、次に進む。

○議題(2) 県の契約の在り方検討プロジェクトチームの中間報告について

事務局から、資料 2-1、2-2 により説明後、質疑応答。

(委員)

- ・検討組織が立ち上がってから 8 年間経っているが、その間、どのような変化があったのか。その結果がこのまとめなのか。

(会計管理局)

- ・中間報告にもあるとおり、検討組織設置当初は、公契約に携わる労働者の賃金に関する条項などにポイントを絞って先行自治体の状況などを研究してきたが、先行自治体では、最低賃金と生活保護基準が逆転している状況にあり条例を定めたということが分かり、滋賀県においては、そういう状況にないということであり、契約がもたらす

効果を検討し、資料2-2の概要にまとめている4点のバランスを取る契約を目指していくべきではないか、と中間報告ではまとめたところである。他府県の調査などもしながら進めてきたものを、初めてまとめたものである。

(委員)

- ・品質の確保において、出来栄を評価するプロセスはどうなっているか。

(会計管理局)

- ・完成品の検査については、物品は仕様に合致しているか確認できる。委託については、毎日来てもらふ業務もあれば何かをしてもらふ業務もあり、それぞれの発注者側（所管の契約担当者）が検査している。

(土木交通部)

- ・土木工事については、作るものが様々あるが、それぞれに検査項目があり、作るプロセスも含めて、品質規格を満たしているか、専門の検査員が検査する。

(委員)

- ・必ず不良が発生すると思うがどうか。

(土木交通部)

- ・規格を外れていると検査に合格しない。作る段階で品質を満たしているか確認し、最終的に規格にあったものを受け取るようにしている。

(委員)

- ・「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」で県内中小企業者の受注機会の増大を規定とあるが、どのような規定になっているのか。

(会計管理局)

- ・条例第8条第3項で、県は中小企業の経営基盤が強化されるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする、とあり、その第4号で、県の物品、役務等の調達に関する中小企業者の受注の機会の増大、中小企業者が供給する物品、役務等に対する情報の発信その他の方法により、中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること、と規定している。

(委員)

- ・具体的な数値が決められているということではなく、「努める」という規定か。

(会計管理局)

- ・「努める」という規定であり、結果として、契約状況実態調査にあるような県内事業者への発注状況になっているということである。

(委員)

- ・入札や契約の手続きは、特定の部局が担当しているのか。

(会計管理局)

- ・県の財務規則において、契約の手続きを定めており、会計管理局が掌握していることになる。特に、物品、委託については、会計管理局が所管している。実際の執行は、各所属において行うが、会計管理局が審査する。
土木工事については、土木交通部監理課が所管している。

(委員)

- ・担当部局が予算を持ち、経済的、財政的に問題ないか確認しながら執行していると理解した。

(委員)

- ・会計管理局の手続き以外で、契約が適切に執行されていることをチェックする、例えば包括外部監査のような仕組みはどのようなものがあるか。

(会計管理局)

- ・包括外部監査は、毎年、テーマが決まってくるので、必ずということではないが、定期監査でチェックされる。

(土木交通部)

- ・公共工事においては、入札監視委員会で、外部有識者も交えてチェックしている。主な工事を抽出し、適正に執行されているかを、第三者から確認されている。

(委員)

- ・資料2-2にまとめてあるところでは、公正性・経済性・競争性は、公契約の本筋のようなもので、一方で、それがダンピングにならないように、品質の確保ということ、そして、そこから先が、契約による副次的な効果ということで、地域経済の活性化があり、施策の実現ということで、ある意味、4兎を追うような理念があり、そのこと自体は異論がないことだと思う。
- ・そうすると、その4兎、4項目を両立させる手法や方策があるのかということを検討するのと思う。それを検討するのに必要なことは、根拠と手法、効果を検証することである。
- ・根拠については、最初の2項目は担保されていることで異論はないと思われる。地域経済の活性化においては、1億円の工事を県内の事業者が発注することでどれぐらい波及効果があるのか、粗利で税としてどれくらい返ってくるのか、ということが見ると、県内事業者が発注することが税の無駄にもなっておらず効果もあるということを理論的に説得できる。社会的価値の実現については規定がより難しい効果になる。

なんとか根拠となるものを踏まえながら、最後は政策的な判断として、施策実現に効果を高めるような契約を行うということになるかと思う。そうした根拠や手法、効果を検証することを目指しながら、4つの項目の両立を目指すという理解でいいか。

(座長)

- ・次回以降の議論にも関わってくるかと思うが、いかがか。

(会計管理局)

- ・地域経済の活性化の具体的な経済効果については研究したいが、具体的な数字を出すのは現時点では難しいのではないかと思う。
- ・社会的価値については様々あり、一定の目標を設定し、それがどれくらい達成されたのかということ測れる項目もあると思う。

(委員)

- ・検討組織が設置されて以後大きく変化したこととしては、SDGsを県の原則にするということがあり、そういった視点で契約していかないといけない。当初は賃金を議論してきたということだが、それをクリアしたならいいのかということにもなるので、SDGsの考え方を議論しないといけない。
- ・公共工事は社会性評価の項目で評価しているが、委託契約の場合はどうか。

(会計管理局)

- ・公共工事においては業者格付けで評価しているが、物品や役務の業者登録では、そうした格付けをしていない。環境に配慮している、あるいは障害者雇用を進めているかということは社会的価値の実現に入ってくるもので、県としても把握し、優先的に調達するというをしている。

(委員)

- ・契約実態状況で、委託契約でプロポーザルが増えてきているとあるが、その評価で社会性評価を入れているのか、契約によるのか。

(会計管理局)

- ・統一的に評価するようにしているということはない。業務の内容に考慮することはあるかもしれないが、すべてのプロポーザルの内容を把握できていない。

(委員)

- ・県から委託で受けた、琵琶湖環境部関連のイベント事業を見ると、参加者への啓発用配布物が、エコ商品でもない安だけのものだということが見受けられる。受託業者にそこまでの指示ができていないと感じている。今回、こういうことを取りまとめるに当たって、委託事業の中で適正にお金を使い事業を行うということだけではなく、その中で購入する物品などをきちんとグリーン購入に則って調達するというを指

示していくルールになればいい。

- ・SDGsの話も出たが、今年の知事の宣言で、2050年にCO₂排出量をゼロにするという話もあったので、いきなりゼロにはならないので、段階的に目指して、契約の在り方においても、どういうものを使っていくのかということを示すことで、県民や県内企業に伝わると思うので、重要な論点だと思う。

(座長)

- ・先ほどのどういう観点で評価するのかということにも関連するかと思う。
- ・まだまだ議論は尽きないが、時間も迫ってきた。次回以降も議論していただきたい。

○閉会挨拶

(辻本会計管理局次長)

- ・本日は、県からの説明が主になったが、大変貴重な御意見をいただいた。
- ・次回は、10月上旬に開催し、県がまとめた4項目について、そういった整理でいいのか、他に考慮すべきことがないか、あるいは、それぞれの中身についての御意見をいただきたい。
- ・そのために必要な資料等があれば、連絡いただきたい。

○閉会